



社団法人 自由人権協会
〒105-0002 東京都港区愛宕1-6-7 愛宕山弁護士ビル306号室
TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www/jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION
306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan
TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2011年9月13日

声 明

社団法人 自由人権協会
代表理事 羽 柴 駿
同 紙 谷 雅 子
同 田 中 宏
同 喜 田 村 洋 一
同 三 宅 弘

報道によれば、大阪府の橋下徹知事が率いる地域政党「大阪維新の会」が、本年8月22日、大阪府・市の9月議会に、①我が国と郷土の伝統と文化を深く理解し、愛国心と郷土を愛する心にあふれる人材を育てることを基本理念の一内容とし、また知事、市長による教育委員の罷免を規定するなどした「教育基本条例案」と、②職務命令違反をした職員等を民間の解雇に相当する分限免職にできる「職員基本条例案」をそれぞれ提出すると発表したとのことである。なお、両条例案には、大阪府が本年6月に施行した君が代の起立斉唱義務化条例（以下「君が代条例」という）を念頭に、同じ職務命令に3回違反した職員を分限免職にすると規定されているとのことである。

上記両条例案の詳細が判明していない段階ではあるものの、これらの案には重大かつ根本的な問題点があるので、現時点で可能な範囲で、以下の通り指摘する。

1 地方自治法及び教育基本法に反すること

両条例案は、首長による教育委員の罷免など教育行政への政治関与を認めるものであるところ、これは、地方自治法及び教育基本法の趣旨である教育

の政治的中立性を侵すものであり、これらの法律に反するものである。

なお、敷衍すれば、教育委員会制度が設けられ、同委員会が地方公共団体の首長から独立して職権を行使することとされている趣旨は、つまるところ、自立した個人を育むという教育の意義を全うし、また政治と教育の結合による弊害を防止するという点にある。両条例案は、このような法の本質及び基本的構造に反するものである。

条例は「法律の範囲内で」制定することができるのであるから（憲法 9 4 条）、上記各法律に反する両条例案は憲法 9 4 条に反しており、許されないものである。

2 君が代の起立斉唱の強制は思想良心の自由を侵害すること

上記教育基本条例案は愛国心を育てることを基本理念としており、また、職員基本条例案は君が代条例を前提に、君が代の起立斉唱を怠った教職員に免職等の処分をする内容となっている。

しかしながら、父母や生徒などの市民に君が代の起立斉唱を強制することが憲法 1 9 条が定める思想良心の自由を侵害するものであることは明らかであるところ、公務員である教員についても君が代の斉唱や斉唱の際の起立を強制することは各人の思想良心に対する看過し難い干渉を意味するものと言わねばならない。特に、戦前に日の丸・君が代が日本軍国主義のシンボルとなったという歴史的事実は、一人一人の思想良心の前提となる重要な要素と評価されて然るべきものである。

加えて、この職員基本条例案が君が代の起立斉唱の職務命令に 3 回違反すれば直ちに分限免職とすることとするのは、違反の態様等の具体的事情を捨象して形式的な違反の回数のみで重い処分を課する点で均衡を失するとの批判を免れず、まさに、起立斉唱の職務命令に名を借りた「踏み絵」といっても過言ではない。

橋下知事は、生徒ではなく教職員に対する日の丸・君が代の強制は許されるとし、その根拠を民主主義制度や自治体の業務の一体性に求めているようである。しかし、憲法が保障する基本的人権の中でも思想良心の自由は個人の内心の自由という最も重要かつ貴重な自由を守るための人権であって、民主主義制度や自治体の業務の一体性などを理由におろそかにすることは到底

許されないものである。また、そもそも卒業式等に参加する教員の文字通り全員が君が代を起立斉唱しない限り民主主義制度が機能しないとか、自治体の業務一体性が損なわれるとかいう事実も認められない。

また、大阪には多くの在日コリアンが居住しており、生徒・教員のなかにも在日コリアンが多く、加えて、来日外国人も増えており、そのような地域的特性を考慮することもまた、地方自治体の条例については求められるものである。

なお、昨今の一連の最高裁判決は、結論として教員に対する君が代の起立斉唱を命ずる職務命令を合憲としているが、合憲とした裁判官の意見の中にも、多様な価値観を前提とした慎重な取り扱いをすべき旨が指摘されていること、同職務命令を違憲とする反対意見も複数存在することも十分に考慮されるべきであり、これら最高裁判決は上記両条例案のような一方的かつ画一的な強制を是認する趣旨のものと理解されてはならない。

3 結語

このように、両条例案は憲法および地方自治法、教育基本法に照らしあまりにも大きな問題があると言わねばならず、自由人権協会はその府議会への提出を取り止めるよう求める。

なお、君が代条例は思想良心の自由の保障の点から根本的に見直されるべきものであることも、念のために付け加えておきたい。

以 上